

pemota（ペモタ）契約約款

第1条（目的）

pemota（ペモタ）サービス契約約款（以下、「本約款」という）は、pemota（ペモタ）サービス利用申込者（以下「甲」という）と株式会社エビリー（以下、「乙」という）との間で乙が提供する pemota（ペモタ）のサービス（以下、「本サービス」という）の利用に関する契約（以下、「本サービス契約」という）について定めるものとします。

第2条（本サービスの利用）

本サービスの利用希望者は、本約款の内容を承諾の上、本サービスのダウンロードもしくは、利用を開始した時点で本サービスにかかる契約が成立するものとします。

下記のいずれかに該当する場合、乙は、甲からの本サービスの利用申込を承諾しないか、もしくは、承諾後であっても、本サービス契約の解約を行うことができるものとします。

1. 本サービスの申込者が、本サービス契約上の債務の支払いを怠った場合
2. 本サービスの申込者が、本サービス契約の利用申込書に虚偽の事実を記載した場合
3. 本サービスの申込者が、過去に乙との契約に違反したことがある場合

第3条（利用権の許諾）

乙は、甲に対して、本サービスの利用権及び本約款上の地位のみを許諾するものとし、本サービス及びその他一切の派生物にかかる著作権、特許権その他の知的財産権ならびに所有権その他いかなる権利も付与せず、甲はこれらの権利を第三者に譲渡できないものとします。

第4条（契約者の氏名などの変更）

甲は、名称及び住所に変更があった場合は、変更があった日から 30 日以内に乙に対して通知するものとします。

第5条（本サービスに関する制限事項）

1. 甲は、本サービスに関するドキュメントの複製、頒布、貸与、送信、リース、担保設定等を行うことはできません。また、本サービス契約に基づいて提供される本サービスを使用する権利を譲渡、転売、あるいはその使用を許諾することはできません。
2. 甲は、本サービスに関するドキュメントを修正、翻訳、リバースエンジニアリング、逆コンパイル、逆アセンブル、または本サービスの派生製品を作成することはできません。

第6条（仕様変更）

1. 乙は、仕様変更にともない、本サービスの後継サービスへの移行、名称変更、顧客データ仕様の変更を含む、仕様変更を行う場合がございます。

2. 乙は、甲に対し、前項の仕様変更を行う際には乙が適当と判断する方法によりその旨事前に通知をいたしますが、仕様変更作業に関しては、甲の承諾を必要としないものとします。

第7条（知的財産権）

1. 本サービスに関する著作権、特許権、商標権その他一切の知的財産権は、乙に帰属します。
2. 本サービスの利用によりアクセスされ表示・利用される各コンテンツについての知的財産権は、当該コンテンツの権利者に属するものであり、著作権法およびその他の知的財産権に関する法律ならびに条約によって保護されています。

第8条（遵守事項）

1. 甲は、本サービスを利用するにあたり、以下の行為を行わないものとし、甲のサイトをとおして本サービスを利用する者（以下、「甲の顧客」という）に対して、以下の行為を行わせないものとします。甲または甲の顧客が以下の禁止行為のうちいずれか一つでも行った場合、乙が合理的な期間を定めて、甲に対し、当該禁止行為を是正するよう通知したにもかかわらず、当該禁止行為が是正されなかったときは、本サービス契約を解約できるものとします。
 - (1) 本約款に違反する行為
 - (2) 各種法律・条令・規則に違反する行為
 - (3) 虚偽の情報によるユーザー登録
 - (4) 甲以外の甲の顧客、乙または第三者の知的財産権その他の財産権・権利を侵害する行為、または侵害するおそれのある行為
 - (5) 甲以外の甲の顧客、乙または第三者を誹謗中傷し、名誉・信用を傷つける行為
 - (6) わいせつな表現、公序良俗に反する、または反するおそれのある行為・表現
 - (7) 甲以外の甲の顧客や第三者になりすまして本サービスを利用する行為
 - (8) 本サービスの運営・提供を妨害し、またはそれらに支障をきたす行為
 - (9) 本サービスの運営に用いるサーバーまたはネットワークに対して、不正に著しく負荷をかける行為
 - (10) 公職選挙法に抵触する行為またはこれに類する行為
 - (11) 無限連鎖講（ネズミ講）を開設し、またはこれを勧誘する行為
 - (12) 甲以外の甲の顧客、第三者もしくは乙が入力した情報を不正に改竄、もしくは取得する行為

第9条（データ記録及び利用）

乙は、甲が本サービスを利用したことにより得られる履歴情報等（感情、年齢、性別、アプリの起動、終了情報等）を記録することができるものとする。

乙は、甲に事前に通知すること無く、前項の履歴情報等を利用できるものとする。

第 10 条 (サービスの停止)

1. 甲が以下のいずれかに該当する場合、乙は本サービスの提供を停止することができるものとします。
 - (1) 本サービスの料金の支払いを怠った場合
 - (2) 申込みにあたって、虚偽の事項があったことが判明した場合
 - (3) 本サービス契約の規定の一に違反した場合
 - (4) 本サービス利用者の利用状況に応じてサーバーの設備強化を行うが、本サービスの利用状況の急激な変化によりサーバーが全てのサービスを処理しきれず、一時的に甲が本サービスを利用できなくなる場合

第 11 条 (サービスの一時的な中断)

1. 本サービスのシステムは、原則として 1 日 24 時間 365 日運用するものとしますが、乙は、以下のいずれからに該当する場合、本サービスを一時的に中断することができるものとします。
 - (1) 本サービス用設備の保守上または工事上やむを得ない場合
 - (2) 本サービス用設備にやむを得ない障害が発生した場合
 - (3) 電気通信事業者が電気通信役務の提供を中止することにより、本サービスの提供を行うことが出来ない場合。
2. 乙は前項による中断の必要が生じた場合には、事前に甲に通知するものとします。但し緊急やむを得ない場合は、この限りではありません。
3. 本サービスの中断が長期間に及ぶ場合、乙は甲に対し、現状報告および復旧見込みについて、可及的速やかに報告・説明しなければならない。

第 12 条 (サービスの廃止)

乙が本サービスの提供を終了する場合、甲と協議の上、本サービスの全部、または一部を廃止することができるものとします。

第 13 条 (責任の制限)

1. 乙は、本約款で特に定める場合を除き、甲が本サービスの全部または一部の利用ができないことにより発生する、あらゆる直接的及び間接損害について一切の責任を負いません。
2. 甲が、本サービスの利用により甲の顧客を含む第三者に対し損害を与えた場合、甲は自己の責任によりこれを解決し、乙にいかなる責任も負担させないものとします。

第 14 条 (約款の変更)

乙は、本約款を変更する場合は、事前に甲にメール又は文書等により通知するものとし、甲の承諾を得ることとします。約款が変更された後のサービスに係る料金その他のサービス

ス提供条件は、甲の承諾を得ることを条件として、変更後の約款に拠るものとします。

第 15 条（機密保持）

1. 乙は、本サービスの提供に関連して知り得た甲の機密情報を第三者に開示しないものとします。
2. 機密情報が下記各号の一に該当する情報については、前項の規定を適用しない。
 - （1）開示を受ける前から公知であったもの又は開示を受けた後乙の責に帰すべき事由によらず公知になったもの
 - （2）機密保持義務を課されること無く適法かつ適正に入手したもの
 - （3）機密情報と無関係に独自に開発したもの
 - （4）官公署もしくは司法又は行政もしくは立法機関から法令上の根拠を提示の上開示を求められ、その要求に従う場合
3. 本条の定めは、本サービス契約が終了した後においても、本サービス契約終了後 1 年間効力を保持するものとします。

第 16 条（個人情報の取扱い）

乙は、甲が本サービスを利用する上で入力する情報やログデータについて、知り得た事柄を乙以外の第三者に開示しないものとします。ただし、甲の依頼もしくは承諾に基づく場合や、当局に対する捜査協力義務が生じた場合にはこの限りではありません。

第 17 条（準拠法）

本規約に関する準拠法は、特段の定めのない限り日本国法とし、甲と乙の間に生ずる争いは、東京地方裁判所を第一審の専属管轄裁判所と致します。

初版 2016 年 9 月 5 日